

香美町農業委員会総会(第4回)議事録

- 1 開催日時 令和5年6月26日(月) 9:30~10:45
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(13人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	吉川	正人
委員	3番	白岩	寧
	4番	小谷	直美
	5番	山本	薫
	6番	橋本	幸長
	7番	前田	精一
	8番	米田	和弘
	9番	田中	一馬
	10番	北村	宏明
	11番	文堂	福一
	13番	岡田	久志
	14番	井上	竹雄
- 4 欠席農業委員(0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員(8人)

	1番	吉田	栄雄
	2番	高田	勝
	3番	青山	政行
	4番	福田	好美
代表	6番	岡	昭三
	8番	東垣	泰彦
	9番	毛戸	誠
副代表	10番	本上	純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(2人)

	5番	小林	隆夫
	7番	田野	豊博
- 7 議事日程

第1	会期の決定	6月26日	1日間
第2	議事録署名委員の指名		
第3	報 告	(1)合意解約通知について (2)農地の転用(農業用施設)届出について	
第4	議案第11号	非農地証明願承認について	
第5	議案第12号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	
第6	議案第13号	農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	
第7	議案第14号	農用地利用集積計画の決定について	
- 8 農業委員会事務局職員

事務局次長	榎 秀俊
書記	中村 達也
- 9 会議の概要

議 長	日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。 (異議なし)
議 長	異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
議 長	日程第2 議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は6番「橋本幸長委員」と7番「前田精一委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、6番「橋本幸長委員」と7番「前田精一委員」よろしくお願ひします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を1件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませぬか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地の転用(農業用施設等)の届出書を2件受け付けていますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③転用の理由、④農業用施設等の概要、⑤転用の時期の順に朗読する。
議 長	それでは、1番の届出につきまして、6月20日に現地調査委員であります「田中一馬委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「田中一馬委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
9番	位置図、付近見取図をご覧ください。申請地は、粗岡バス停から300mほど下に降りたところにあります。届出者が自分の畑に農業用倉庫を建てたいとのことでの届出です。今は人の倉庫を農業用として貸してもらっているのですが、その倉庫から出てほしいとのこと、ご自分の農業用倉庫を建てるといふことでした。土地の所在地は熊波ですが、付き合いは粗岡なので、同意書等は粗岡の区長さん、農会長さんからいただいております。以上報告となります。よろしくお願ひします。
議 長	「田中一馬委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に、2番の届出につきまして、6月20日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」、担当委員であります「米田和弘委員」が現地調査をしていますので、「米田和弘委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
8番	申請場所は、香住道路佐津インターを降りて、県道から三川報告へ約2kmほど行ったところ、畑地区内の入り口に申請地があります。申請地は届出人の所有地となっています。届出内容は、届出人は昨年までは、別の場所の共同倉庫で米の乾燥や粃すりを行っていましたが、どうしても時期が重なってしまい作業効率が悪いので、作業効率を上げるため自分の倉庫を持ちたいと思い、この申請地に倉庫を建てられたそうです。農会長等との調整も出来ています。以上です。
議 長	「米田和弘委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)

議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第11号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから10ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第11号 番号1番の非農地証明願について、6月20日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
7番	現地報告をいたします。申請地は、香住インターから村岡方面の森地区内入り、旧酒屋さんの北側となっています。資料の位置図、付近見取図を見てください。申請地の一部は住宅となっていました。続きまして、申請内容の報告をいたします。申請人が母屋を改装しようと思った時、一部、農地が残っていることが判明し、この際、地目変更をしようと思ったの申請です。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第11号 番号2番の非農地証明願について、6月20日に現地調査委員であります「田中一馬委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	申請場所は、位置図と付近見取図をご覧ください。村岡地域局から国道482号をトンネル方面に200mほど行ったところに黒野神社があり、その入り口となります。申請地は、昭和60年代から宅地となっておりまして、現在は植木が植えられており隣には住宅兼社務所があります。申請内容は、この度、後継者が帰ってくることとなり、車庫を建てたいということで地目変更登記をすることでの申請です。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

議 長	日程第5 議案第12号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①11ページから16ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第12号 番号1番の申請について、6月20日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
7番	現地調査の報告をいたします。申請地は、位置図、付近見取図をご覧ください。高規格道路から村岡方面へ250mほど上がったところですが、またそこから北へ100mほど行ったところに次ぎの申請地があります。現場の1枚は半分埋め立てられていました。3枚とも2年前までは耕作されていましたが、ぬかるみ状態なので耕作を放棄されたようです。続きまして、申請内容の説明をさせていただきます。譲渡人は高齢で、これから施設に入られるみたいで、譲受人に相談したところ、譲受人が譲渡人の要望に応えたものです。譲受人は会社の代表でしたが現在は後継者に譲り、農業を営んでられるとのこと。以上、ご審議のほどをよろしくお願いします。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第12号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第6 議案第13号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の17ページから21ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第13号 番号1番の申請について、6月20日に現地調査委員であります「田中一馬委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	申請場所は、位置図と付近見取図をご覧ください。国道9号の村岡高校の信号を西側に約150mほど行ったあたりで、村岡高校の校門の前の谷入川の前になります。現地は草木が生えており、耕作放棄地となっております。登記面積は5.31㎡となっておりますが、実測は386㎡となったようです。転用理由は、露天駐車場を探していた譲受人の要望に譲渡人が応えたものです。譲渡人は高齢で後継者もないので要望に応じた模様です。隣の土地も、現在、譲受人が露天駐車場として使用している場所です。皆さんのご審議をお願いします。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取り思います。議案第13号 番号1番の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第13号番号1番の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。

議 長 日程第7 議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案の朗読をする。

議 長 事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。

農林担当 「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。

議 長 担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第14号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第14号は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟